

## 1 事業名

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、本市の一般職員の特殊勤務手当についても国家公務員に準じて措置を行うため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

- (1) 防疫手当の名称を防疫作業手当に改め、対象となる感染症の範囲に新型コロナウイルス感染症等を追加するとともに、対象となる作業に感染症の患者又はその疑いのある者と接する作業を追加する。
- (2) 職員が新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業について、防疫作業手当の特例となる額を支給する。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業に従事した場合 1日につき 3,000 円
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合 1日につき 4,000 円

## 3 他自治体の類似する政策等

人事院規則の改正を踏まえ、他の自治体においても必要に応じて同様の改正が行われる見込みである。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

## 6 事業費及びその財源等

防疫作業手当の特例措置等による見込み額 399 万 2,000 円

7 その他  
添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第65号 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 防疫作業手当

(3)～(11) 略

(防疫作業手当)

第4条 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項まで（第6項を除く。）に定める感染症の患者若しくはその疑いのある者と接する作業又は当該感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所若しくは物件の消毒作業に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき500円とする。

附 則

1～5 略

(防疫作業手当の特例)

6 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）のまん延の防止のため緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

7 前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 防疫手当

(3)～(11) 略

(防疫手当)

第4条 防疫手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで及び第7項に定める感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所又は物件の消毒作業に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき500円とする。

附 則

1～5 略